

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算についての取組

1. 介護職員処遇改善加算についての取組

当法人は、介護職員処遇改善加算に関して以下の取組を実施し、全事業所において介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

（ア）所轄庁へ、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出し、また、その実施報告書も提出しています。

（イ）上記の計画書について全ての雇用する職員に周知しています。

（ウ）以下のキャリアパス要件Ⅰを充たしています。

「イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ 上記イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ 上記イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。」

（エ）以下のキャリアパス要件Ⅱを充たしています。

「イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び資格取得のための支援の実施に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。その資格取得のための支援の実施として、（介護福祉士資格試験を受験するために必要な）実務者研修の受講や社会福祉主事任用資格の修了に必要な期間について、就業規則に規定されている給料が減額しない就業義務の免除を活用して支援する。

ロ 上記イについて、全ての介護職員に周知している。」

（オ）以下のキャリアパス要件Ⅲを充たしています。

「イ 介護職員について、経験に応じて昇給する仕組みを設けている。

ロ 上記イについて、全ての介護職員に周知している。」

（カ）以下の職場環境等要件を充たしています。

①「資質の向上」としての「働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の職員の負担を軽減するための代替職員の確保を含む）」。

②「労働環境・処遇の改善」としての「雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職に係る研修受講による雇用管理改善対策の充実」及び「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」。

③「その他」としての「非正規職員から正規職員への転換」。

(キ) 労働基準法その他の労働に関する法令に違反しておらず、また、労働保険料を適正に納付しています。

2. 介護職員等特定処遇改善加算についての取組

当法人は、介護職員等特定処遇改善加算に関して以下の取組を実施し、5 事業所（サービス）において同加算（Ⅰ）を、4 事業所（サービス）において同加算（Ⅱ）を取得しています。

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算の前提である介護職員処遇改善加算を取得しており、その要件である、1 の（ア）から（キ）を充たしています。

(イ) (介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得するための) 介護福祉士の配置等要件を以下のとおり充たしています。

①日常生活継続支援加算（Ⅰ）を（小規模を含む）特別養護老人ホーム 2 事業所で算定しています。

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを（認知症対応型を含む）通所介護事業所 3 事業所で算定しています。

(ウ) 以下の見える化要件を充たしています。

「介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービス情報公表制度を活用し、同加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。」